

発議第 6 号

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引下げ等に関する意見書について

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引下げ等に関する意見書を次のとおり提出する。

令和 6 年 7 月 5 日 提出

松阪市議会議員	小 川	朋 子
	市 野	幸 男
	西 口	真 理
	沖	和 哉
	松 岡	恒 雄
	中 島	清 晴
	久 松	倫 生

南勢志摩水道用水供給事業受水費の引下げ等に関する意見書

水道事業は、市民生活や社会の経済活動に欠かせないライフラインとして、安全で良質な水道水の安定的な供給がこれまで以上に求められている。

最近の水道事業を取り巻く環境は、人口減少による給水収益の減少や施設の老朽化による更新需要の増大、さらに、近年各地で頻発する自然災害から水道施設を守るための耐震化対策等により、事業運営は厳しい現状が続いている。

特に松阪市の水道事業は、県営水道からの受水費が大きく影響しており、令和 4 年度の水道事業決算では受水費が給水原価の 36.8%という高額を占め、この負担が当市の水道事業の経営を著しく圧迫している状況にある。

また、県営水道の受水料金は自主計画使用水量制を採用していることから、現在の契約水量との乖離も依然として大きくなっているのも現状である。

よって、県においては、こうした実情等を十分考慮し、令和 7 年度の見直しに当たっては、契約水量とともに自主計画使用水量制において、水需要の実態に応じた適正水量とする見直しと受水費の大幅な引下げに配慮し、市民に低廉な水の供給ができるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 5 日

三重県松阪市議会議長 坂 口 秀 夫